

令和2年7月21日

新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた会議室・講義室等の臨時貸付について

本学会議室・講義室等の学外利用者への臨時貸付については、7月から当分の間「新型コロナウイルス感染予防対策」を徹底して講じる利用者に限り、許可することとしました。

なお、臨時貸付を希望する方は、必ず、事前に下記を確認した上で本学担当係に相談するようにしてください。

また、臨時貸付許可後であっても、新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽使用をお断りする場合がありますので、このことをご了解の上、お申込ください。

※ 感染症拡大防止対策が不十分な場合には、臨時貸付を許可しない場合がありますので注意してください。

記

○本学会議室・講義室等の臨時貸付を希望する学外利用者の方々へ

本学会議室・講義室等の臨時貸付を希望する場合には、「新型コロナウイルス感染予防対策に係る誓約書」に示した予防対策を講じていただく必要があります。

については、学外利用者における予防対策に関して、同誓約書の必要事項をご記入の上、申請書提出の2週間前までに本学担当係あてに提出し、あらかじめ臨時貸付の可否について確認してください。

※万が一、利用者に新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生した場合には、保健所の指示に基づき施設等の消毒を実施する必要があり、当該費用に関しては、学外利用者に負担していただくこととなります。